

# 学校において予防すべき感染症（第2．3種）の診断書及び証明書

岐阜県立羽島高等学校

年 組 氏名

上記の者について、下記の病気を診断しました。

上記の者について、下記の病気により、

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(計 日間)

出席停止したことを認めます。

該当する疾病名に、○印をつけてください。

分類	病名	出席停止の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第2種	1 インフルエンザ( 型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消失するまで
	6 水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	7 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	8 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	10 腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	11 流行性角結膜炎(はやり目)	
	12 急性出血性結膜炎	
	13 コレラ	
	14 細菌性赤痢	
	15 腸チフス	
	16 パラチフス	
種	その他の感染症(条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
	17 溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
	18 手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
	19 伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
	20 その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・伝染性軟属腫(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印